

## 農業（水稲）用水基準

本基準は、農業用水の水質に係る環境基準の基礎資料とするため、昭和45年農林省公害研究会が学識経験者、研究者等の協力を得て、各種調査研究成果に基づいて、水稲を対象として策定したものである。

項 目	基 準 値
pH（水素イオン濃度）	6.0 ～ 7.5
COD（化学的酸素要求量）	5 mg/l以下
SS（無機浮遊物質）	100 mg/l以下
DO（溶存酸素）	5 mg/l以上
T-N（全窒素濃度）	1 mg/l以下
EC（電気伝導度）	300 $\mu$ S/cm以下
As（砒素）	0.05 mg/l以下
Zn（亜鉛）	0.5 mg/l以下
Cu（銅）	0.02 mg/l以下

注1：本基準は、汚濁物質項目別に被害（被収等）が発生しないための許容限界濃度として設定されたものである。作物の汚濁物質濃度に対する感受性は作物の種類、個体、生育時期、栽培法、環境条件、汚濁成分相互の相乗作用や拮抗作用等によって変わってくる。また、被害発生の様相は土壌の種類、汚濁物質の形態等によって異なることなどから、この基準値を超過すれば直ちに被害が発生するというのではなく、水域の諸条件を考慮する必要がある。

注2：本基準が制定された当時は、濃度の単位としてppm、電気伝導度の単位として $\mu$ S/cmが用いられていたが、現在日本工業規格（JIS）の単位系の表記方法も変更され、濃度の単位系はmg/l、電気伝導度の単位系は $\mu$ S/cmとされていることから、本表では現行の単位系によって表記している。（当時と数字が変わっているのは、電気伝導度：0.3 $\mu$ S/cm→300 $\mu$ S/cmのみである。）